# お知らせ

# 篠山市の丹波篠山市への市名変更に伴う 登記事務取扱いについて

令和元年5月1日付けの「篠山市」から「丹波篠山市」への市名変更に伴 う登記事務取扱いは、下記のとおりとなります。

記

1 丹波篠山市(旧市名:篠山市)を管轄する法務局に変更はありません。

不動産登記	神戸地方法務局柏原支局
商業・法人登記	神戸地方法務局法人登記部門

#### 2 登記事務の取扱いについて

### (1) 不動産登記

( ) 1 73 ( ) 2 2 ( )	
登記事項	変更登記の手続等
土地·建物	所有者が変更登記を申請する必要はありません。
の 所 在	所在欄の変更は、法務局が順次行います。
	なお、所在欄の変更が完了するまでの間は、不動産登記規則
	第92条1項により,新市名に変更されたものとみなされます。
所 有 者	所有者等が住所等の表示の変更登記を希望する場合には、
抵当権者等	変更登記を申請する必要があります。
の住所 (本店)	ただし、市名変更は公知の事実であることから、住所変更登
	記を行わず、旧市名の住所でも差し支えありません。

## (2) 商業・法人登記

登記事項	変更登記の手続
会社・法人の本店	会社・法人代表者が変更登記を申請する必要はありま
(主たる事務所),	せん。
支店(従たる事務所)	会社・法人の本店(主たる事務所),支店(従たる事務
, 役員の住所, 支配	所),役員の住所,支配人を置いた営業所等の変更は,法
人を置いた営業所等	務局が順次行います。
	なお、変更がされるまでの間は、商業登記法第26条に
	より,新市名に変更されたものとみなされます。

#### 電話でのお問い合わせ先

〈不動産登記に関するご質問〉

神戸地方法務局柏原支局

〈商業法人登記に関するご質問〉

神戸地方法務局法人登記部門

TEL0795-72-0176

TEL078-392-1901